

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令
(平成十三年五月一日、
財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

表 面

第 号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 2 3 条第 1 項の規定
による立入検査をする職員の身分証明書

← 3 センチメートル →

職名及び氏名

年 月 日生

4
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

写

真

押
出
ス
タ
ン
プ

年 月 日交付

発 行 者 名

印

裏 面

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抄）

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 （略）

二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する認定、同条第四項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 （略）

2 （略）

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。
- 2 発行者は、財務大臣、国税局長若しくは税務署長、厚生労働大臣、農林水産大臣若しくは地方農政局長、経済産業大臣若しくは経済産業局長、国土交通大臣、地方運輸局長若しくは運輸監理部長又は環境大臣とする。